

令和 3 年 度

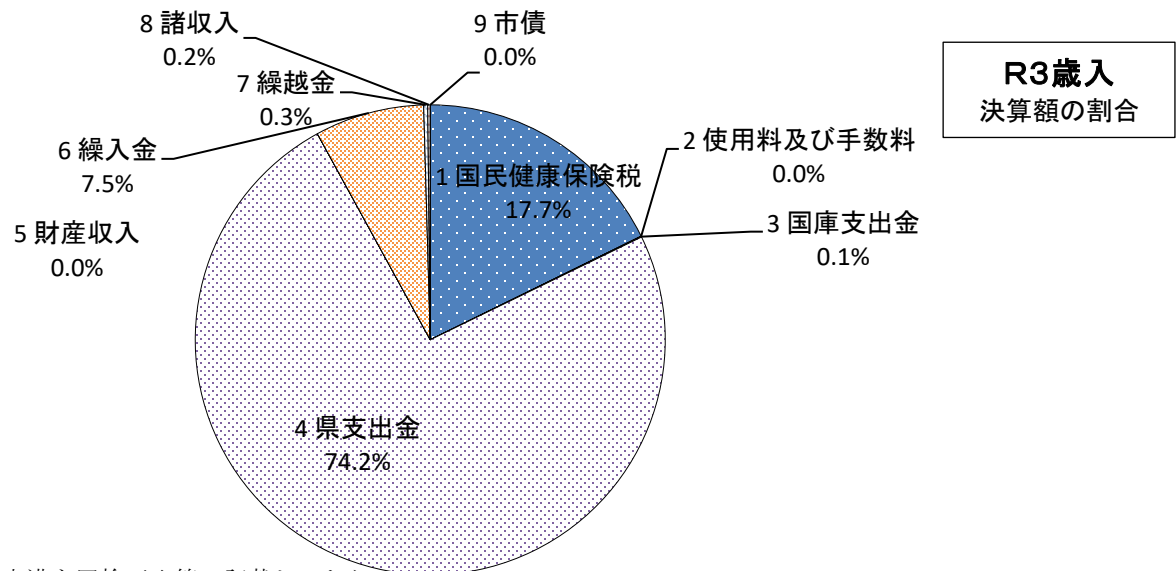
射水市国民健康保険事業の状況

目 次

	頁
1 令和3年度国民健康保険事業特別会計決算見込について	
（1）歳入の状況	1
（2）歳出の状況	2
（3）財政調整基金の状況	3
2 国民健康保険事業の現況について	
（1）加入状況の推移	4
（2）一人当たり療養諸費費用額の推移	5
（3）診療諸率の推移	6
（4）疾病分類からみた罹患状況	7
（5）年齢階層別の疾病別医療費構成	8
3 保健事業について	9 ～ 10
4 国民健康保険税について	11

1 令和3年度国民健康保険事業特別会計決算見込について

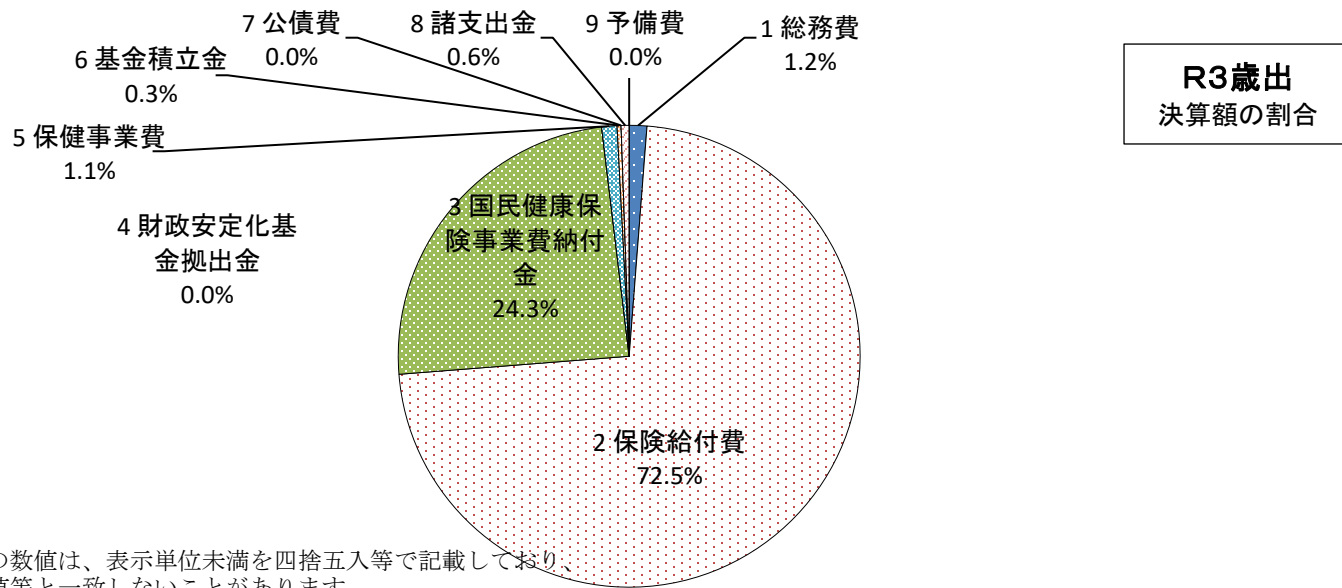
(1) 歳入の状況



※ 図表の数値は、表示単位未満を四捨五入等で記載しており、合計数値等と一致しないことがあります。

科目	令和3年度 決算見込額 (千円)	令和2年度 決算額 (千円)	対前 年比	説明
1 国民健康保険税	1,469,357	1,476,845	0.99	医療分(0~74歳)、後期高齢者支援金分(0~74歳)、介護納付金分(40~64歳)の所得割、均等割、平等割
一般被保険者分	1,468,920	1,475,633	1.00	退職被保険者等以外の国保加入者
退職被保険者等分	437	1,212	0.36	65歳未満の老齢(退職)年金受給者及びその扶養者(要件あり)、令和元年度末で経過措置終了
2 使用料及び手数料	594	590	1.01	国保税の督促手数料
3 国庫支出金	4,423	18,473	0.24	国から交付される補助金等
4 県支出金	6,150,721	5,739,165	1.07	
保険給付費等交付金 (普通交付金)	5,967,865	5,549,018	1.08	県が市町村に交付する保険給付費
保険給付費等交付金 (特別交付金)	173,057	179,933	0.96	各市町村の実情に応じて交付される交付金等
国保強化助成費補助金	9,799	10,214	0.96	県単医療費助成の実施に伴う「医療費波及増」に対する助成
財政安定化基金交付金	0	0	—	災害等のやむを得ない事情により収入不足が生じた場合に、県財政安定化基金から交付される交付金
5 財産収入	70	399	0.18	財政調整基金の運用利子
6 繰入金	623,864	594,698	1.05	
一般会計繰入金	504,327	494,698	1.02	定めに基づく一般会計からの繰入金
基金繰入金	119,537	100,000	1.20	財政調整基金からの繰入金
7 繰越金	22,868	22,534	1.01	前年度からの繰越金
8 諸収入	14,141	16,560	0.85	国保税の延滞金、第三者(交通事故等の加害者)からの徴収金、国保資格喪失後の受診等の返納金など
9 市債	0	0	—	保険税の収入不足が生じた場合に県財政安定化基金から借り入れる借入金
計	8,286,038	7,869,263	1.05	

(2) 歳出の状況



※ 図表の数値は、表示単位未満を四捨五入等で記載しており、合計数値等と一致しないことがあります。

科目	令和3年度 決算見込額 (千円)	令和2年度 決算額 (千円)	対前 年比	説明
1 総務費	101,718	110,387	0.92	国保事業を運営するための一般事務費
2 保険給付費	5,985,704	5,557,641	1.08	医療分(0~74歳)、後期高齢者支援金分(0~74歳)、介護納付金分(40~64歳)の所得割、均等割、平等割
療養諸費(一般)	5,175,840	4,818,762	1.07	医療機関等で保険証を提示して受診した医療費の保険者負担分
〃(退職)	0	19	0.00	医師の指示により鍼、灸、マッサージ等を受けた場合の費用や補装具代の給付
高額療養費(一般)	779,017	703,786	1.11	同月内の医療費の支払が自己負担限度額を超えた場合の差額の給付
〃(退職)	0	0	—	
移送費	0	0	—	医師の指示により入院や転院等の移送を行った場合の費用の給付
出産育児諸費	13,330	17,910	0.74	出産1件につき404,000円(産科医療補償制度加入医療機関で出産の場合は16,000円加算)を給付 ※R4.1~ 404,000円⇒408,000円、16,000円⇒12,000円
葬祭費	3,480	3,480	1.00	葬祭1件につき30,000円を給付
傷病手当金	38	0	—	新型コロナウイルス感染症により、労務に服することができなくなった場合、一定額を給付
審査手数料	13,999	13,685	1.02	国保連合会が実施するレセプト審査に係る手数料
3 国民健康保険事業費納付金	2,008,722	2,038,300	0.99	富山県全体の保険給付費の必要額の見込みから、射水市の医療費水準などを考慮して県が算出した納付金
医療給付費分	1,359,699	1,378,528	0.99	納付金のうち医療費にかかる分
後期高齢者支援金分	493,175	492,784	1.00	納付金のうち後期高齢者支援金にかかる分
介護納付金分	155,848	166,130	0.94	納付金のうち介護納付金にかかる分
退職者医療分	0	858	0.00	納付金のうち退職者医療制度にかかる分
4 財政安定化基金拠出金	0	0	—	災害等やむを得ない事情により財政安定化基金交付金を受けた場合の拠出金(交付金の1/3)
5 保健事業費	88,350	86,224	1.02	特定健康診査、特定保健指導、訪問指導、若年健診、身体すっきり教室、人間ドック助成など
6 基金積立金	22,939	22,933	1.00	財政調整基金への積立金
7 公債費	0	0	—	一時借入金の利息
8 諸支出金	46,100	30,911	1.49	過年度国保税の還付金、過年度国県補助金等の精算に伴う返還金など
9 予備費	0	0	—	予備費
計	8,253,532	7,846,395	1.05	

令和3年度歳入歳出差引額

歳入 **8,286,038** 千円 - 歳出 **8,253,532** 千円 = **32,506** 千円

(3) 財政調整基金の状況

年度	年度当初基金残高	積立額	取崩額	年度末基金残高
30	698,789,145円	81,594,927円	0円	780,384,072円
R1	780,384,072円	54,104,000円	300,000,000円	534,488,072円
R2	534,488,072円	22,932,731円	100,000,000円	457,420,803円
R3 (見込)	457,420,803円	22,938,725円		480,359,528円 (3月31日現在)
			119,537,000円	360,822,528円 (5月31日現在)
R4 (見込)	360,822,528円	32,513,396円 (当初予算8,000円含む)		393,335,924円 (3月31日見込)
			4,069,000円	389,266,924円 (5月31日見込)

※積立額は、基金利息を含んでいます。

2 国民健康保険の現況について

被保険者数は年々減少し、年齢構成では60歳以上が全体の63%以上を占めている。

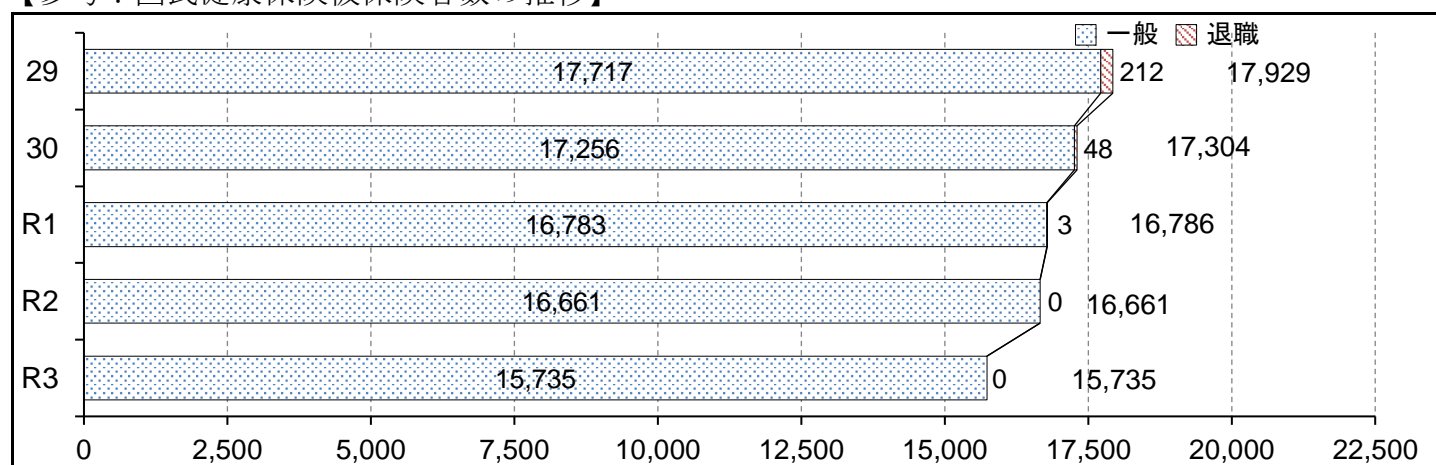
また、退職者医療制度は、令和元年度までの経過措置となっている。

(1) 加入状況の推移

年度	射水市		国民健康保険加入者				加入率	
	世帯数 (A) (世帯)	人口 (B) (人)	世帯数 (C) (世帯)	被保険者数(D)			世帯 (C)/(A) (%)	人数 (D)/(B) (%)
				一般 (人)	退職 (人)	計 (人)		
29	34,768	93,343	11,232	17,717	212	17,929	32.3%	19.2%
30	35,225	92,867	11,009	17,256	48	17,304	31.3%	18.6%
R1	35,809	92,689	10,885	16,783	3	16,786	30.4%	18.1%
R2	36,125	92,130	10,864	16,661	0	16,661	30.1%	18.1%
R3	36,162	91,458	10,410	15,735	0	15,735	28.8%	17.2%

※各年度末現在

【参考：国民健康保険被保険者数の推移】



【参考：国民健康保険被保険者の年齢構成（令和4年3月末現在）】

年齢階層	射水市 人口 (人)	被保険者数(全体)			一 般		退 職	
		人数 (人)	構成比 (%)	加入率 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
0歳～9歳	7,045	491	3.1%	7.0%	491	3.1%		
10歳～19歳	8,668	647	4.1%	7.5%	647	4.1%		
20歳～29歳	8,581	709	4.5%	8.3%	709	4.5%		
30歳～39歳	9,037	857	5.4%	9.5%	857	5.4%		
40歳～49歳	13,200	1,476	9.4%	11.2%	1,476	9.4%		
50歳～59歳	11,833	1,534	9.7%	13.0%	1,534	9.7%		
60歳～69歳	10,706	4,364	27.7%	40.8%	4,364	27.7%		
70歳～74歳	7,860	5,657	36.0%	72.0%	5,657	36.0%		
75歳～	14,528							
合 計	91,458	15,735	100.0%	17.2%	15,735	100.0%		

※75歳以上は後期高齢者医療保険への加入となる。

(2) 一人当たり療養諸費費用額の推移

① 療養給付費

年度	一 般			退 職			全 体		
	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比
29	4,912,701	277,287	1.01	98,281	463,590	1.18	5,010,982	279,490	1.01
30	4,893,204	283,565	1.02	25,246	525,958	1.13	4,918,450	284,238	1.02
R1	4,973,158	296,321	1.04	4,115	1,371,667	2.61	4,977,273	296,513	1.04
R2	4,753,862	285,329	0.96	19			4,753,881	285,330	0.96
R3 (見込)	5,106,917	324,558	1.14	0			5,106,917	324,558	1.14

② 療養費

年度	一 般			退 職			全 体		
	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比
29	74,879	4,226	0.94	1,420	6,698	1.30	76,299	4,256	0.94
30	76,653	4,442	1.05	531	11,063	1.65	77,184	4,460	1.05
R1	69,637	4,149	0.93	60	20,000	1.81	69,697	4,152	0.93
R2	64,900	3,895	0.94	0			64,900	3,895	0.94
R3 (見込)	68,923	4,380	1.12	0			68,923	4,380	1.12

③ 高額療養費

年度	一 般			退 職			全 体		
	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比	決算額 (千円)	一人当たり (円)	対前 年比
29	701,310	39,584	1.04	17,079	80,561	1.09	718,389	40,069	1.03
30	685,119	39,703	1.00	3,746	78,042	0.97	688,865	39,810	0.99
R1	715,387	42,626	1.07	508	169,333	2.17	715,895	42,648	1.07
R2	703,786	42,242	0.99	0			703,786	42,242	0.99
R3 (見込)	779,017	49,509	1.17	0			779,017	49,509	1.17

④ その他

年度	出産育児一時金		葬祭費	
	決算額 (千円)	件数 (件)	決算額 (千円)	件数 (件)
29	19,108	45件	3,300	112件
30	20,526	49件	3,930	131件
R1	12,075	29件	3,120	104件
R2	17,901	44件	3,480	116件
R3 (見込)	13,324	33件	3,480	106件

○ 出産育児一時金

R4. 1. 1～ 1件 408千円＋加算額12千円

(注) 産科医療保障制度加入医療機関で出産した場合に加算

○ 葬祭費

H20. 4. 1～ 1件 30千円

(3) 診療諸率の推移

① 一人当たり医療費

	年度	診療費				調剤 (円)	食事療養 (円)	訪問看護 (円)	合計 (円)
		入院 (円)	入院外 (円)	歯科 (円)	計 (円)				
射水市	29	142,740	132,317	23,792	298,849	63,623	7,787	867	371,127
	30	148,919	133,200	24,669	306,789	60,829	7,963	1,409	376,990
	R1	156,023	138,802	25,914	320,739	62,550	7,892	1,541	392,723
	R2	149,584	132,455	24,211	306,250	65,251	7,446	1,782	380,730
	R3 (見込)	166,602	141,529	26,243	334,374	74,074	7,859	2,844	419,150
富山県 (市町村)	29	153,570	131,263	22,434	307,266	62,335	8,588	1,166	379,356
	30	156,044	133,508	23,137	312,689	60,562	8,574	1,483	383,308
	R1	161,345	137,610	23,374	322,329	63,034	8,593	1,784	395,739
	R2	156,242	131,926	22,629	310,797	64,279	8,304	2,203	385,582
	R3								

② 受診率・一件当たり日数

	年度	受診率				一件当たり日数			
		入院 (件)	入院外 (件)	歯科 (件)	計 (件)	入院 (日)	入院外 (日)	歯科 (日)	計 (日)
射水市	29	26.78	833.10	204.79	1,064.67	16.86	1.46	1.76	1.91
	30	27.46	839.00	209.96	1,076.41	16.68	1.45	1.76	1.90
	R1	28.08	837.19	215.21	1,080.48	16.10	1.44	1.72	1.88
	R2	25.87	773.52	191.78	991.18	16.21	1.39	1.69	1.83
	R3 (見込)	28.19	806.17	208.40	1,042.76	15.88	1.40	1.66	1.84
富山県 (市町村)	29	29.09	869.56	181.57	1,080.22	16.86	1.49	1.86	1.97
	30	29.12	880.78	187.60	1,097.49	16.72	1.48	1.83	1.94
	R1	29.43	885.52	194.31	1,109.27	16.61	1.46	1.76	1.92
	R2	27.80	821.81	174.50	1,024.11	16.84	1.43	1.75	1.90
	R3								

③ 一件当たり診療費

	年度	一件当たり診療費			
		入院 (円)	入院外 (円)	歯科 (円)	計 (円)
射水市	29	533,024	15,882	11,618	28,070
	30	542,396	15,876	11,750	28,501
	R1	555,661	16,580	12,041	29,685
	R2	578,128	17,124	12,624	30,898
	R3 (見込)	590,946	17,556	12,593	32,066
富山県 (市町村)	29	527,875	15,095	12,356	28,445
	30	535,931	15,158	12,333	28,491
	R1	548,198	15,540	12,029	29,058
	R2	562,035	16,053	12,968	30,348
	R3				

- 一人当たり医療費

$$\frac{\text{年間医療費}}{\text{年間平均被保険者数}}$$
- 受診率（被保険者100人当たり件数）

$$\frac{\text{年間受診件数}}{\text{年間平均被保険者数}} \times 100$$
- 一件当たり日数

$$\frac{\text{年間受診日数}}{\text{年間受診件数}}$$
- 一件当たり診療費

$$\frac{\text{年間診療費}}{\text{年間受診件数}}$$

(4) 疾病分類からみた罹患状況

① 総件数の割合

令和3年度診療分					令和2年度診療分		
順位	疾病分類	射水市 (%)	順位	富山県 (%)	順位	疾病分類	射水市 (%)
1	内分泌、栄養及び代謝疾患	17.62%	1	17.17%	1	循環器系の疾患	18.02%
2	循環器系の疾患	17.14%	2	16.82%	2	内分泌、栄養及び代謝疾患	17.22%
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.76%	3	11.19%	3	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.63%
4	眼及び付属器の疾患	9.19%	4	9.34%	4	眼及び付属器の疾患	9.25%
5	消化器系の疾患	6.17%	5	6.07%	5	消化器系の疾患	6.05%
6	精神及び行動の障害	6.00%	6	6.04%	6	精神及び行動の障害	5.88%
7	皮膚及び皮下組織の疾患	5.66%	7	5.57%	7	呼吸器系の疾患	5.65%
8	呼吸器系の疾患	5.63%	8	5.48%	8	皮膚及び皮下組織の疾患	5.63%
9	神経系の疾患	4.67%	9	4.63%	9	神経系の疾患	4.84%
10	新生物	4.17%	11	3.71%	10	新生物	4.21%
小計		87.01%	86.01%		小計		87.39%
合計		100.00%	100.00%		合計		100.00%

② 一人当たり診療費

令和3年度診療分					令和2年度診療分		
順位	疾病分類	射水市 (円)	順位	富山県 (円)	順位	疾病分類	射水市 (円)
1	新生物	81,135	1	73,286	1	新生物	72,229
2	循環器系の疾患	55,624	2	51,755	2	循環器系の疾患	47,481
3	内分泌、栄養及び代謝疾患	39,271	3	35,963	3	内分泌、栄養及び代謝疾患	34,040
4	筋骨格系及び結合組織の疾患	35,875	4	34,269	4	筋骨格系及び結合組織の疾患	32,543
5	精神及び行動の障害	28,498	5	32,864	5	精神及び行動の障害	26,708
6	消化器系の疾患	21,243	7	21,180	6	消化器系の疾患	19,732
7	神経系の疾患	19,719	6	23,524	7	神経系の疾患	19,136
8	呼吸器系の疾患	18,250	9	17,723	8	腎尿路生殖器系の疾患	16,726
9	腎尿路生殖器系の疾患	16,977	8	18,827	9	眼及び付属器の疾患	15,894
10	眼及び付属器の疾患	16,556	10	15,909	10	呼吸器系の疾患	15,842
小計		333,149	325,299		小計		300,331
合計		378,899	369,614		合計		340,706

※富山県（参考）については国保組合（医師国保・建設国保）含まない。

(注) 病名については、社会保険表章用疾病分類表（大分類）に基づき抽出

- ・ 感染症及び寄生虫症 … 腸管感染症、結核、ウイルス肝炎など
- ・ 新生物 … 悪性新生物（がん）、悪性リンパ腫、白血病など
- ・ 内分泌、栄養及び代謝疾患 … 甲状腺障害、糖尿病など
- ・ 精神及び行動の障害 … 認知症、統合失調症、躁うつ病など
- ・ 神経系の疾患 … パーキンソン病、アルツハイマー病、てんかんなど
- ・ 眼及び付属器の疾患 … 結膜炎、白内障など
- ・ 耳及び乳様突起の疾患 … 外耳炎、中耳炎、メニエール病など
- ・ 循環器系の疾患 … 高血圧性疾患、心疾患、脳梗塞、動脈硬化など
- ・ 呼吸器系の疾患 … かぜ、肺炎、アレルギー性鼻炎、気管支炎、ぜん息など
- ・ 消化器系の疾患 … 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝疾患など
- ・ 皮膚及び皮下組織の疾患 … 皮膚炎、湿疹など
- ・ 筋骨格系及び結合組織の疾患 … 関節症、椎間板障害、骨粗しょう症など
- ・ 腎尿路生殖器系の疾患 … 腎不全、尿路結石症、前立腺肥大など
- ・ 損傷、中毒及びその他の外因の影響 … 骨折、熱傷（やけど）、中毒など

(5) 年齢階層別の疾病別医療費構成 上位3疾病 (令和3年4月～令和4年3月診療分)

中年層では「精神及び行動の障害」、高年層においては「新生物<腫瘍>」が上位を占めている。

年齢	順位	入院	外来
0歳 ～ 14歳	1位	皮膚及び皮下組織の疾患	呼吸器系の疾患
	2位	筋骨格系及び結合組織の疾患	皮膚及び皮下組織の疾患
	3位	特殊目的用コード	眼及び付属器の疾患
15歳 ～ 39歳	1位	精神及び行動の障害	精神及び行動の障害
	2位	呼吸器系の疾患	皮膚及び皮下組織の疾患
	3位	新生物<腫瘍>	尿路性器系の疾患
40歳 ～ 49歳	1位	精神及び行動の障害	精神及び行動の障害
	2位	呼吸器系の疾患	新生物<腫瘍>
	3位	循環器系の疾患	筋骨格系及び結合組織の疾患
50歳 ～ 59歳	1位	精神及び行動の障害	新生物<腫瘍>
	2位	循環器系の疾患	尿路性器系の疾患
	3位	新生物<腫瘍>	内分泌、栄養及び代謝疾患
60歳 ～ 69歳	1位	新生物<腫瘍>	新生物<腫瘍>
	2位	循環器系の疾患	内分泌、栄養及び代謝疾患
	3位	筋骨格系及び結合組織の疾患	循環器系の疾患
70歳 ～ 74歳	1位	新生物<腫瘍>	新生物<腫瘍>
	2位	循環器系の疾患	内分泌、栄養及び代謝疾患
	3位	筋骨格系及び結合組織の疾患	循環器系の疾患

3 保健事業について

被保険者の生活習慣病等の発症や重症化予防を図るため、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上、疾病予防事業等に積極的に取り組み、健康寿命の延伸と医療費適正化に努めている。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画に基づき、40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健康診査を実施し、その健診結果をもとに内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着眼した生活習慣病予防のための特定保健指導を実施している。

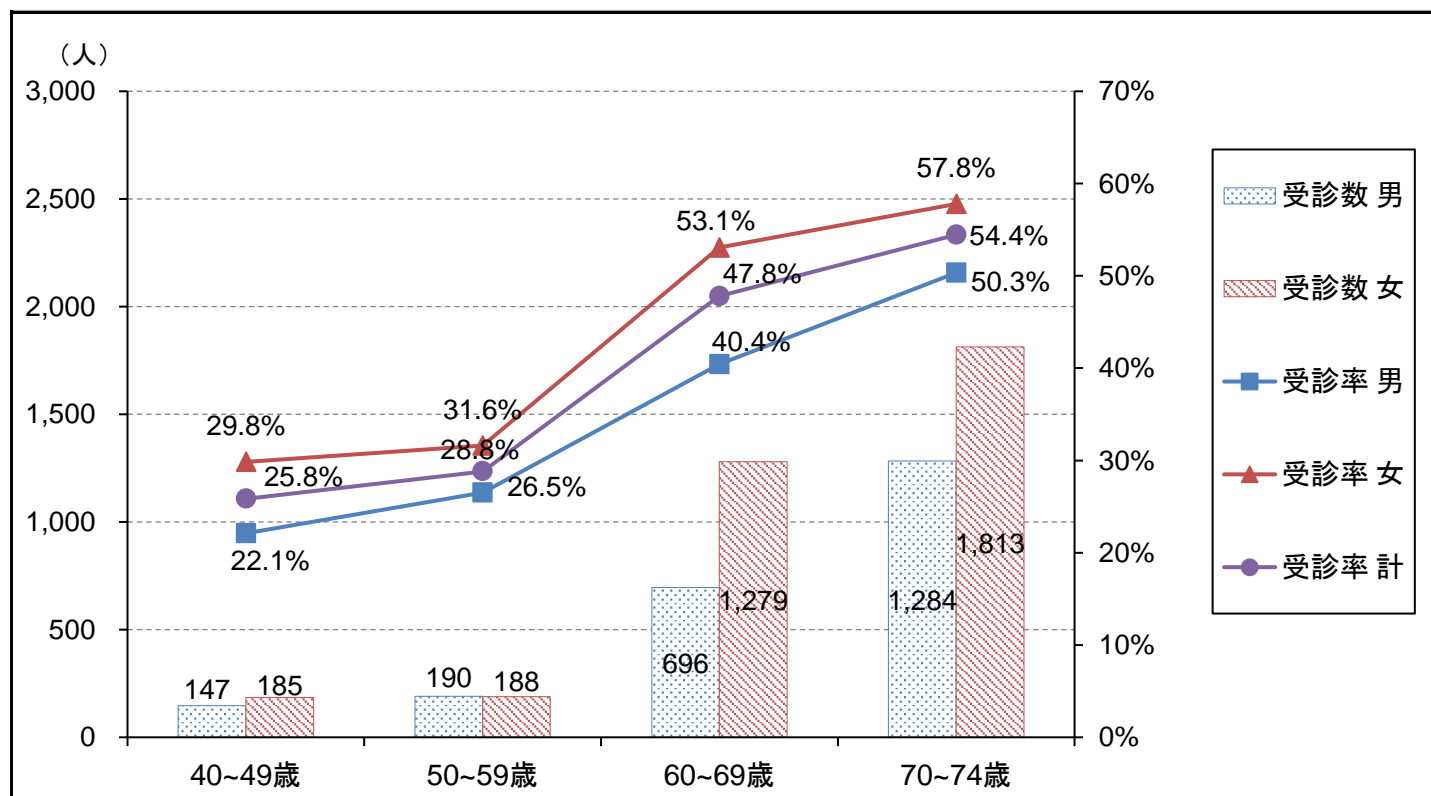
【特定健康診査・特定保健指導実施状況】

年度	特定健康診査				特定保健指導			
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	富山県 受診率 (%)	対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)	富山県 実施率 (%)
28	13,961	6,287	45.0%	43.0%	766	212	27.7%	24.6%
29	13,458	6,236	46.3%	43.9%	700	239	34.1%	28.7%
30	12,973	6,038	46.5%	44.7%	640	226	35.3%	31.7%
R1	12,517	5,781	46.2%	44.7%	649	289	44.5%	34.9%
R2	12,417	5,782	46.6%	41.7%	639	301	47.1%	32.0%

※各年法定報告値

【令和2年度特定健康診査の年代別受診数及び受診率】

年代	対象者			受診者			受診率		
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (%)	女 (%)	計 (%)
40～49歳	665	620	1,285	147	185	332	22.1%	29.8%	25.8%
50～59歳	717	595	1,312	190	188	378	26.5%	31.6%	28.8%
60～69歳	1,722	2,410	4,132	696	1,279	1,975	40.4%	53.1%	47.8%
70～74歳	2,551	3,137	5,688	1,284	1,813	3,097	50.3%	57.8%	54.4%
合計	5,655	6,762	12,417	2,317	3,465	5,782	41.0%	51.2%	46.6%



(2) 保健事業及び疾病予防事業

① 人間ドック・若年健診

疾病の早期発見、早期治療並びに健康管理の促進を目的に、被保険者を対象に人間ドック受検費用の助成を実施している。

また、若い年代から自分の健康状態を知る機会とするため、平成28年度からは35歳から39歳を対象とした若年健診を実施している。

年度	人間ドック受検者数	若年健診受診者数（受診率）
R2	515人	106人（20.5%）
R3	541人	108人（22.3%）

② 身体すっきり教室

日常生活運動の積み重ねによる運動習慣の定着化を図るため、全地区で身体すっきり教室を開催し、生活習慣病の予防に努めている。

【身体すっきり教室実施状況】

年度	身体すっきり教室		
	開催数	参加者数（延べ）	ポイントラリー達成者
R2	10回	149人	5回以上参加 15人
R3	10回	169人	5回以上参加 13人

③ 訪問指導

「血圧・血糖・脂質の服薬コントロール不良者」及び「非肥満者（非メタボ）の受診勧奨域者」を訪問し、個別指導を実施している。

【訪問指導実施状況】

年度	コントロール不良者訪問者数
R2	361人
R3	685人

④ 多受診者等への受診指導

重複受診、頻回受診、重複服薬者に対し、訪問により受診指導を実施している。

- ・ 重複受診 1か月間に同系の疾病を理由に3医療機関以上受診している者
- ・ 頻回受診 1か月間に8回以上受診している者
- ・ 重複服薬 1か月間に同系の医薬品が複数の医療機関（薬局）で処方され、その日数合計が60日を超える者

【受診指導実施状況】

年度	指導実施者				指導後の行動変容率
	重複受診	頻回受診	重複服薬	計	
R2	0人	25人	5人	30人	100%
R3	1人	26人	5人	30人	93.3%

⑤ 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病未治療者、治療中断者のうち糖尿病性腎症の可能性の高い被保険者を優先的に医療に結び付けるとともに、糖尿病治療中の糖尿病性腎症患者に対しても、進行予防に向けて、医療と連携した保健指導を実施することで、人工透析への移行を防止し、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図る。

令和3年度

- ・ 治療中断者等への医療機関受診勧奨実施者（治療中断者14人、未治療者15人）
- ・ 糖尿病治療中の患者に対する医療と連携した保健指導の実施（2人）

4 国民健康保険税について

令和2年度における1人当たりの国保税の調定額は、県内15市町村中、13位である。
 収納率については、県内15市町村中、10位である。

(1) 調定額の推移

年度	一世帯当たり調定額			一人当たり調定額		
	射水市 (円)	対前年比	富山県 (円)	射水市 (円)	対前年比	富山県 (円)
29	138,204	0.98	145,817	85,771	1.00	93,766
30	137,777	1.00	145,219	86,849	1.01	94,530
R1	135,778	0.99	144,788	87,121	1.00	95,479
R2	134,779	0.99	144,507	87,329	1.00	96,247
R3	136,125	1.01		89,364	1.02	

(2) 収納率の推移

年度	射 水 市					富山県 (現年課税分) (%)
	現年課税分			滞納繰越分		
	一般 (%)	退職 (%)	合計 (%)	一般 (%)	退職 (%)	
29	96.14	99.54	96.20	15.00	15.19	94.92
30	96.23	97.93	96.24	14.15	13.76	95.39
R1	96.04	100.00	96.04	14.11	12.41	95.23
R2	96.41		96.41	15.19	24.32	95.33
R3	96.47		96.47	16.65	12.40	

【令和4年度国民健康保険税率一覧表】

区 分		税 率	賦課限度額
医療分 (0~74歳)	所得割額	6.8 %	65 万円
	均等割額	24,000 円	
	平等割額	24,000 円	
後期高齢者支援金分 (0~74歳)	所得割額	2.2 %	20 万円
	均等割額	8,200 円	
	平等割額	6,200 円	
介護分 (40~64歳)	所得割額	1.5 %	17 万円
	均等割額	8,700 円	
	平等割額	6,000 円	

(注) 均等割額 … 所得に関係なく1人につき
 平等割額 … 所得に関係なく1世帯につき

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険税の減免について（適用期間の延長）

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して、国が定める基準に基づき国民健康保険税の減免を行うもの。

2 減免対象世帯及び減免額（令和3年度と同様）

適用範囲（減免対象）	減免額
(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の <u>主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u>	全額免除
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯</u> <要件> <u>主たる生計維持者について、次の①～③の全てに該当する場合</u> ①事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 ③減少すると見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じて対象保険税額（*1）を減額又は免除（*2） ※算定については、以下の「減免額の計算式」とおり

※「減免額の計算式」

$$\text{対象保険税額（*1）} \times \text{減額又は免除の割合（*2）} = \text{減免額}$$

（*1）対象保険税額…『主たる生計維持者の収入減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額』の『世帯の前年の合計所得金額』に占める割合を保険税額に乗じた額

（*2）減額又は免除の割合

前年の合計所得金額（生計維持者）	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除。

3 減免対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日（遡及適用可）

4 財源措置 ※ 4/10補助

特別調整交付金（4/10）

5 申請方法及び受付

国民健康保険税納税通知書の発送後に、郵送又は窓口で申請受付

6 市民への周知

国民健康保険税納税通知書送付時、被保険者証更新時の同封チラシ及びホームページに掲載

7 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国保税の減免実績

（単位：世帯、円）

前年の合計所得金額 （生計維持者）	減免の割合	令和3年度分		令和2年度分		令和元年度分	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
300万円以下であるとき	全部	31	4,119,000	93	13,032,000	81	1,416,600
400万円以下であるとき	10分の8	8	2,235,500	14	3,612,300	13	393,400
550万円以下であるとき	10分の6	2	175,400	4	682,100	3	71,600
750万円以下であるとき	10分の4	0	0	1	337,800	1	10,900
1,000万円以下であるとき	10分の2	1	19,900	0	0	0	0
合 計		42	6,549,800	112	17,664,200	98	1,892,500

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への 傷病手当金の支給について（適用期間の延長）

1 概要

国保に加入している被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いのある者に傷病手当金を支給するもの。

2 対象者（令和3年度と同様）

次のすべてに該当する者

- (1) 市の国民健康保険に加入している者
- (2) 勤務先から給与の支給を受けている者（自営業者や個人事業主は対象になりません）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状によりその疑いがあるため、就労できなかった期間がある者
- (4) 就労できなかった期間について、給与の全部又は一部が支給されない者

3 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から、その労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日（4日目が令和2年1月1日から令和4年9月30日までの期間に属すること）

4 支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷直近の継続した3か月間の就労日数) × 3分の2 × 支給対象となる日数

※ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額
の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

5 適用期間

令和2年1月1日から令和4年9月30日の間で、療養のための就労に服することができない期間

※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月までとする。

6 支給実績

年度	件数（件）	支給金額（円）
令和2年度	0	0
令和3年度	1	37,835